

## 「同居家族等がいる場合の生活援助の算定」について（留意事項）

### 相談票様式作成の目的等

生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助）については、基準等により、「単身の世帯に属する利用者」または「家族等が同居している利用者であっても、家族等の障害・疾病等の理由により、家事を行うことが困難な利用者」に対して行った場合に算定ができるとの旨が規定されています。

しかしながら、家族等に障害・疾病がない場合でも、様々な事情により生活援助を利用せざるを得ないケースもあり、そのような場合、本市においてはケアマネジャー等から状況を聞き取ったうえで個別に算定の可否を判断してきました。

この度、生活援助の利用に関する相談・確認作業をより円滑に行うため、本市へ相談する際の様式を定めました。下記の留意点を確認のうえで、該当する利用者については必ず相談票等の提出を行ってください。

### 相談票作成の際の留意点

- 生活援助を導入するには「生活援助の算定の流れ（2 ページ）」を参照の上で、必要に応じて「同居家族等がいる場合の生活援助算定 相談票」を作成し、ケアプラン（居宅介護支援の場合は第 1・2・3 表）及びアセスメント票（介護予防支援の場合は利用者基本情報）とともに本市まで提出してください。市担当者間で協議の上、検討結果を電話等にてご連絡します。
- 今回お示しする相談票は、「同居家族等が障害・疾病の状態ではないが、やむを得ない事情があり生活援助が必要な場合」に提出していただくものです。生活援助を提供しているすべてのケースについて提出をお願いするものではありませんのでご留意ください。**提出の要否については、「生活援助算定相談票 提出要否判断フロー」を参照し、確認してください。**
- 相談票の提出により生活援助の提供を開始した事例については、援助内容に変更があった場合のほか、要介護（要支援）認定の更新又は区分変更によりケアプランを見直す際には必ず、相談票を再度作成し提出してください。なお、相談票提出後に独居生活となった事例や、家族等が障害・疾病の状態となった事例については、相談票の提出は不要です。

# 生活援助の算定の流れ

